

後発医薬品の普及状況（数量ベース）

【令和 7 年 1 月診療分（1,267 組合）】

本調査は、健保組合の調剤レセプト（電算処理分）をもとに、令和 7 年 1 月診療分における後発医薬品の普及状況を数量ベースでとりまとめたものです。

注 1 調剤レセプトとは、院外処方により調剤薬局が作成する「調剤報酬明細書」のことである。

注 2 「数量」とは、薬事基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

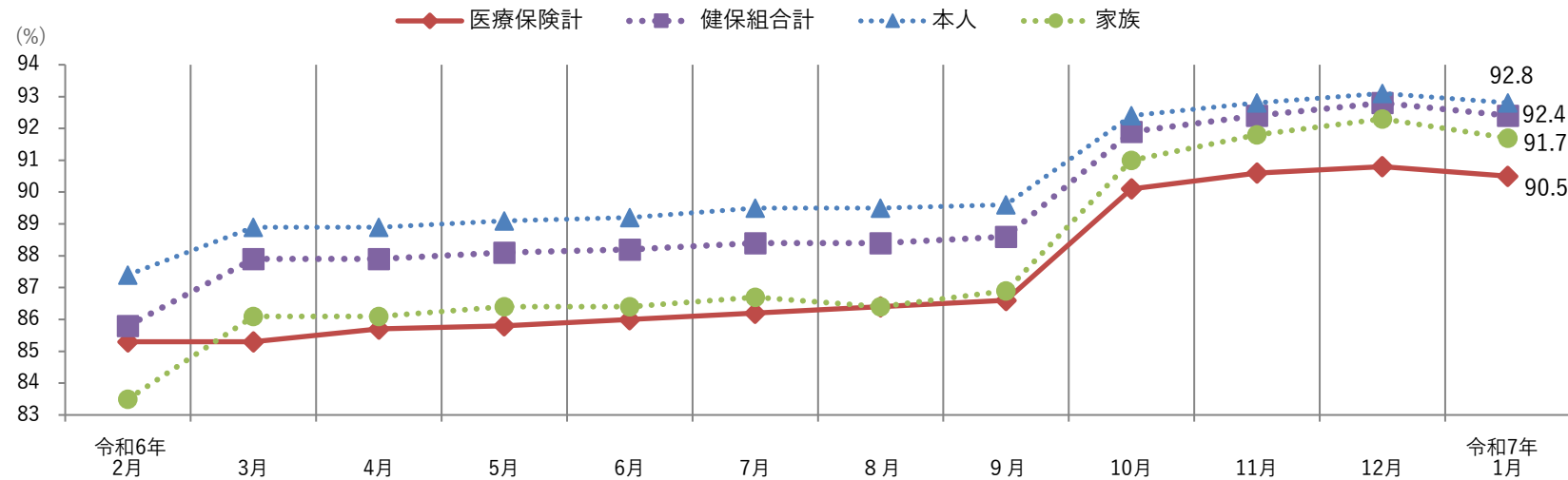
注 3 後発医薬品使用率 = 〔後発医薬品の数量〕 / （〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕 + 〔後発医薬品の数量〕）

健康保険組合連合会

政策部 調査分析グループ

後発医薬品の普及状況（数量ベース）

（令和6年2月～令和7年1月診療分）



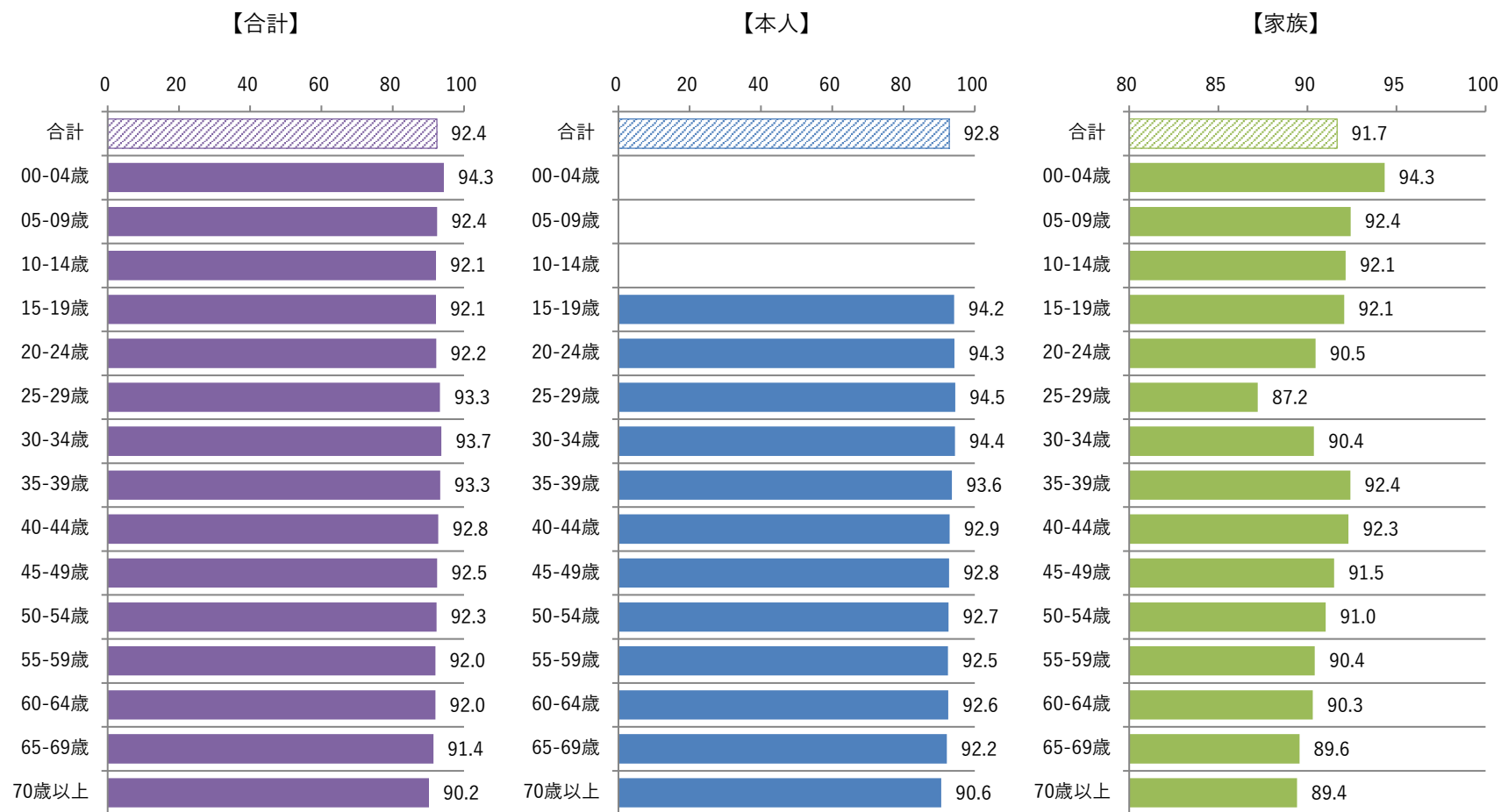
（単位：％）

	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月
医療保険計	85.3	85.3	85.7	85.8	86.0	86.2	86.4	86.6	90.1	90.6	90.8	90.5
健保組合計	85.8	87.9	87.9	88.1	88.2	88.4	88.4	88.6	91.9	92.4	92.8	92.4
本人	87.4	88.9	88.9	89.1	89.2	89.5	89.5	89.6	92.4	92.8	93.1	92.8
家族	83.5	86.1	86.1	86.4	86.4	86.7	86.4	86.9	91.0	91.8	92.3	91.7
対象組合数	1,272	1,271	1,271	1,265	1,272	1,286	1,271	1,261	1,278	1,271	1,265	1,267

注 4 医療保険計は、厚生労働省「調剤医療費の動向」による。

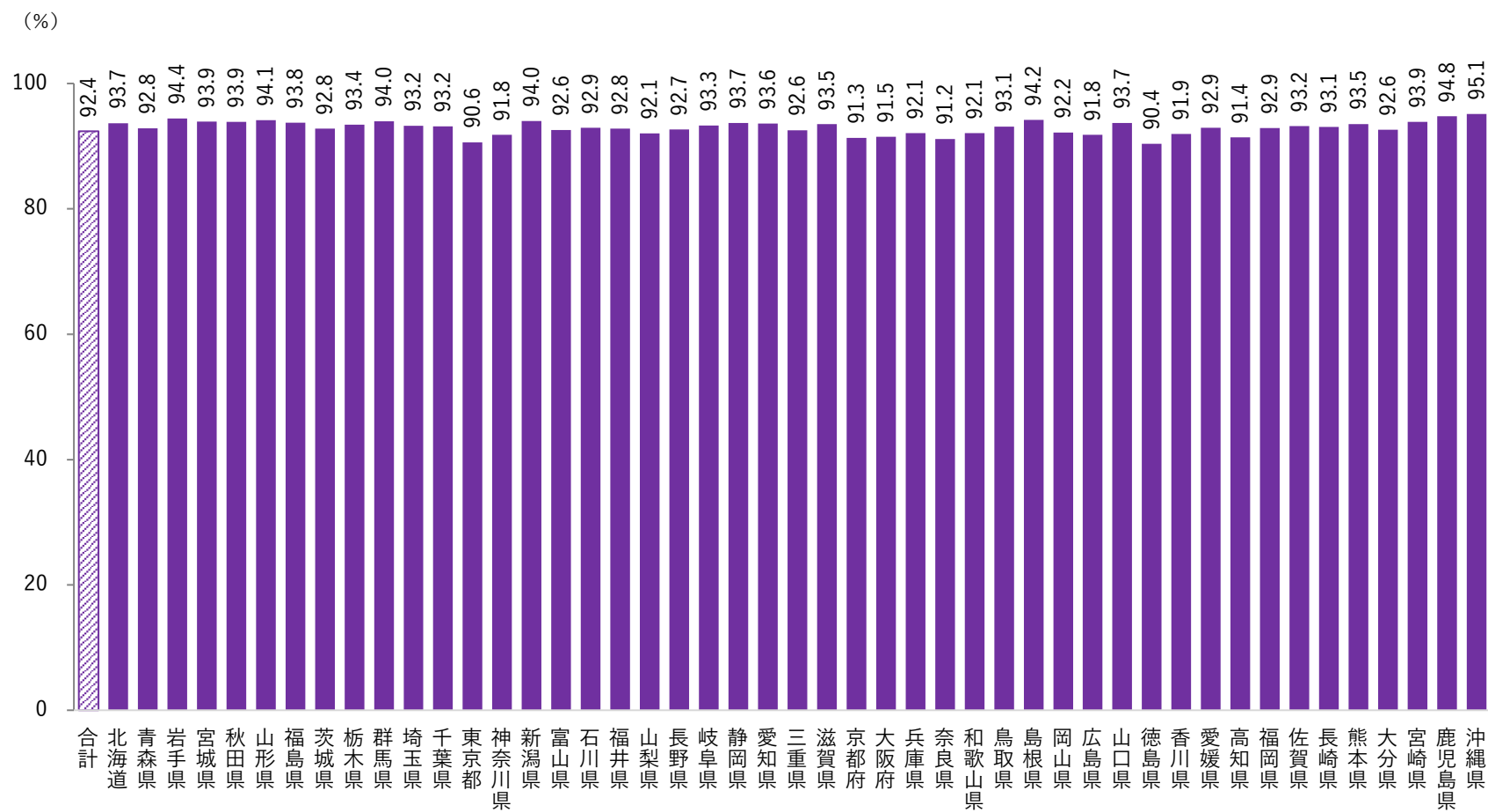
注 5 新たに後発品が販売され算出式の分母の対象に加わる先発品が増える場合、一時的に分母の先発品数量が大きくなるため、後発品割合が低くなることもある。

令和7年1月診療分 年齢階層別後発医薬品使用割合（数量ベース）



令和7年1月診療分 都道府県別後発医薬品使用割合（数量ベース）

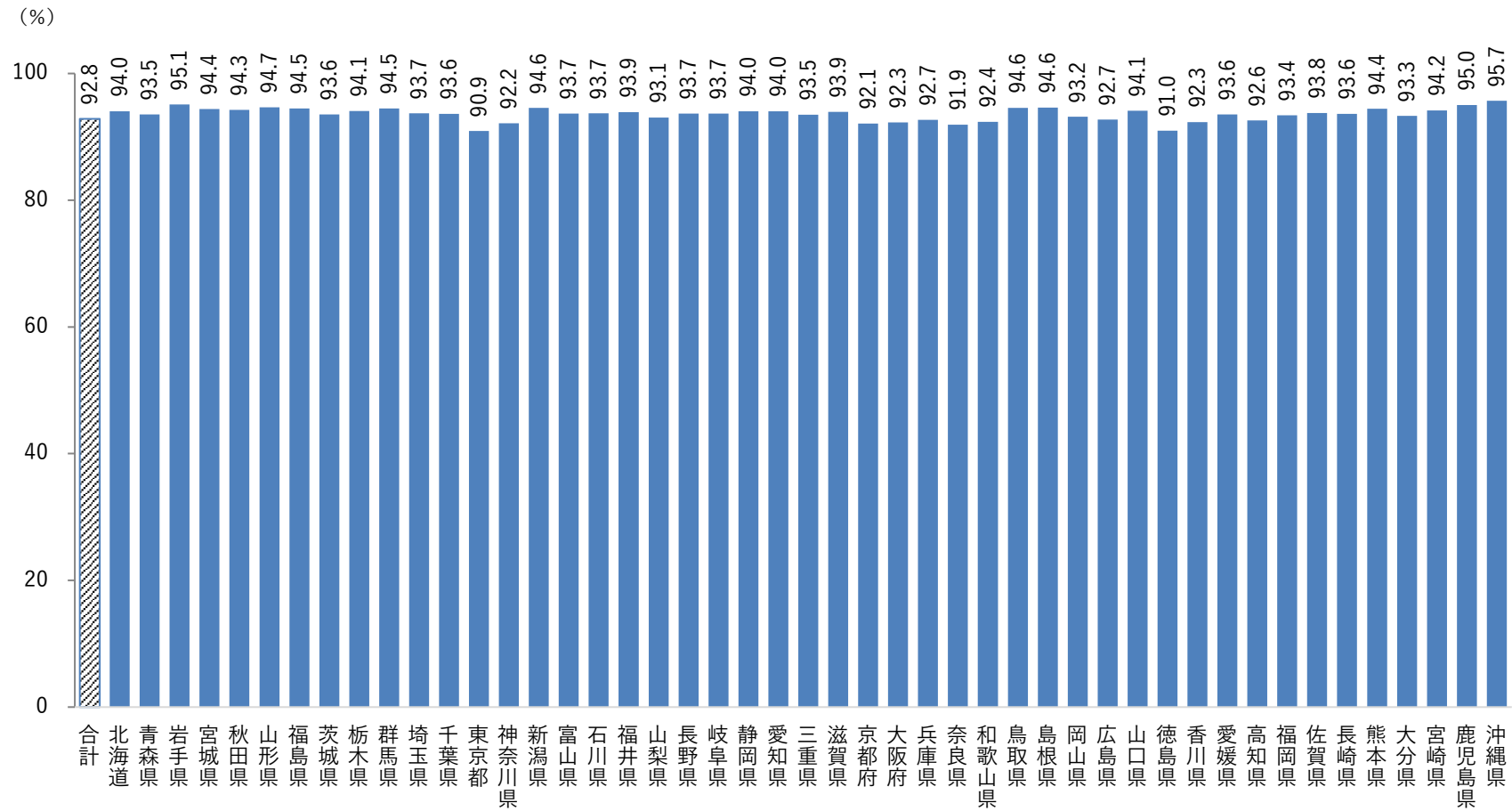
【合計】



注6 都道府県単位の使用割合は、加入者が処方を受けた調剤薬局所在地に基づき集計を行っている（以下、同じ）。

令和 7 年 1 月診療分 都道府県別後発医薬品使用割合（数量ベース）

【本人】



令和 7 年 1 月診療分 都道府県別後発医薬品使用割合（数量ベース）

【家族】

